

もうやめます！国保 資格証明書の発行

名古屋市

令和2年8月26日



ついに方針転換

9月1日付けで名古屋市は長期滞納者に対する措置事務処理要領の一部を改正し、11月以降は資格証明書を発行せず、全ての滞納世帯に短期保険証を発行することになりました。

コロナ感染対策として、名古屋市は今年10月末までの短期保険証を発行してきましたが、今後も資格証は出さないとしたものです。

資格証明書の発行は止めよ！と粘り強く働きかけてきた市民運動と党市議団の議会論戦が実りました。

名古屋市では国保料が高すぎて払えずに資格証明書発行世帯は昨年度3399世帯(2019年8月1日時点)にも

同時点で愛知県では4201世帯です。名古屋市だけで県下の資格証発行の81%を占めていました。

受診の際に、医療機関の窓口で10割負担が求められる資格証明書の発行は、住民を医療から遠ざけ、納付相談からも遠ざける、と党は強く批判してきました。



名古屋市の文書(右)を見てください。「今回の見直しは、資格証明書を交付することが目的化して滞納整理の進捗が見られない」「他都市においても資格証明書によらない滞納整理に舵を切る事例がある」ので「原則として全ての滞納世帯に短期保険証を交付する」ことで「医療アクセスを確保」しつつ「折衝機会の増加」で「自発的な納付の督促」と「世帯状況の把握」を進めるとしています。



運動と論戦が、名古屋市の姿勢変更に大きな影響を与えたことがよくわかります。

各区保健福祉センター福祉部保険年金課長 様
各支所区民福祉課長 様

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

長期滞納者に対する措置事務処理要領の一部改正について

国民健康保険料長期滞納者に対する措置取扱要綱が一部改正され、長期滞納者認定制度が廃止されるとともに、その名称も「被保険者資格証明書交付等措置取扱要綱」(以下「要綱」という。)に改められたことに伴い、要綱の適用に関する事務取扱を定める長期滞納者に対する措置事務処理要領についても、名称を「被保険者資格証明書交付等措置事務処理要領」に改めたうえで、内容を下記のとおり一部改正します。また、長期滞納者に対する措置取扱Q&A集は廃止します。

記

1 改正の概要

要綱が一部改正され、長期滞納者認定制度が廃止されることに伴い、必要な改正を行うものです。

なお、国民健康保険料長期滞納者に対しては、現在、新型コロナウイルス感染症への対応として、各区において長期滞納者認定の解除及び短期保険証の交付を行っているところとあります。

今回の見直しは、資格証明書を交付することが目的化して滞納整理の進捗が見られない事例が散見されることや、他都市においても資格証明書によらない滞納整理に舵を切る事例があることを踏まえ、従来の長期滞納者認定制度を廃止し、原則として全ての滞納世帯に短期保険証を交付することで、引き続き被保険者の医療アクセスを確保しつつ、証更新による折衝機会の増加を図るなど自発的な納付の督促及び滞納処分に向けた世帯状況等の把握をこれまで以上に進めることを目的に行われたものです。

この趣旨を十分にお汲み取りいただき、事務の執行にあたっていただくようお願いいたします。

2 改正の内容

別添改正要領のとおり。

なお、様式については、長期滞納者認定制度の廃止に伴い様式1を削除し、その他必要な改正を行っています。

3 施行年月日

令和2年9月1日

4 その他

(1) 保険年金システム上の長期滞納者認定登録につきましては、令和2年8月31日夜間一括して解除処理を行います。

(2) 例年12月から翌年3月にかけて実施しておりました長期滞納者認定世帯に対する全市一斉催告につきましては、以後は実施しないこととします。

健康福祉局生活福祉部保険年金課保険料係

秋こそ国保の改善に踏みだそう！

愛知県下では、既に36市町村(67%)が資格証発行ゼロです。2019年8月の数字で資格証の発行が多いのは、岡崎市の474(コロナ対策として現在は発行停止中)、一宮市68、豊橋市66、岩倉市44、西尾市43、小牧市32、稲沢市28、豊川市20、東海市11です。



国保会計の決算審議でも、コロナの影響を明らかにしつつ、子どもの均等割減免など負担軽減の論戦を！

国保改善運動交流集会 (主催＝県社保協)

・国保の現状と2021年運営方針改定に向けた課題

・講師＝長友薫輝 三重大教授 *経験を持ちよう！